

専門型裁量労働制で在宅禁止は違法か、合法か 大学教授の打刻義務

- ▶ 難しい問題で、専門型裁量労働制イコール在宅勤務ではない。
- ▶ 労働安全衛生法が改正され、「労働時間の状況把握義務」がある。労働時間そのものでなくてもいい。建物に入った時間とか、パソコンを切った時間など労働時間と関連するもの。これに裁量労働制の対象者も入る。大学は、教授等にアプリでこれを行って労働時間を記録させていることが多い。
- ▶ 大学では、教授等は自宅での授業準備・研究が認められていない。出勤日は大学に来て、携帯アプリで打刻を義務とすることは、違法とまで言えないのではないか。
- ▶ 一律に在宅勤務を認めないのは、適法かどうか答えがない。しかし、一律は違法の可能性はある。ただ、法律等のどこにも書いていないので、出勤の義務はあるのではないか。
- ▶ 監督署への通報は難しい。監督署は相当悩むのではないか。法的グレーゾーンがある。違法とまでは言えないのではないか、と言った表現が結論になるのではないか。在宅を認めないといけない通達がない。
- ▶ 専門型裁量労働制を採用していても、出勤の義務を課している会社は多い。
- ▶ 適法・違法で攻めると、おそらく行き詰まる。ギリギリ適法ではないか。